

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅰ コミュニケーション支援の充実

└ 施策のテーマ2 日本語学習支援



事業No.5	日本語学習支援者の育成と活用の充実
現 状	●ハ王子国際協会において、日本語学習支援者養成講座や各種研修を行っているが、その後のフォローアップが必要であり、講座修了者の活躍の場も少ない。
現在取り組んでいる事 業	■日本語ボランティア養成講座 日本語学習支援者数：20人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎日本語学習支援者をより多く育成するとともに、個々の支援者のスキルアップを図り、活用の場を増やします。
目 標	日本語学習支援者数の数を平成29年（2017年）度までに40人に増やす。
所 管	国際交流課

事業No.6	外国人市民向け日本語学習の機会提供
現 状	●市や市民活動団体主催の各種日本語教室を開催しているが、開催場所が限られており、遠くて通えない外国人市民もいる。 ●日本語の理解が不十分で学校生活や学習活動に適応することが困難な外国人児童・生徒等を対象として、一部で初期の日本語指導を行っている。
現在取り組んでいる事 業	■生涯学習センターや外国人支援団体等による日本語教室 日本語教室への延べ参加者数：4,584人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎外国人市民が学びやすい開催場所や開催時間となるよう配慮するなど、日本語教室を増やすとともに外国人市民の利用者の増加を図ります。
目 標	日本語教室への延べ参加者数を平成29年（2017年）度までに6,000人に増やす。
所 管	指導課（教育センター）、学習支援課、国際交流課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱 I コミュニケーション支援の充実

└ 施策のテーマ3 外国人市民の自立と社会参加



事業No.7	外国人市民によるネットワークの構築支援
現 状	<ul style="list-style-type: none">●韓国やフィリピンなどの外国人市民のネットワークは活発な活動を行っているが、まだコミュニティのない国も多く、十分なネットワークは構築されていない。●市内のどこにどのような外国人コミュニティがあるか把握できていない。
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none">◎外国人同士で情報を交換し合えるような外国人のネットワークを構築します。○ツイッター等を活用し、外国人同士が意見交換できる機会の提供などの支援を行います。○外国人コミュニティの現状を把握し、周知活動を行います。
目 標	同国の外国人同士で構成するネットワークを6つ以上つくる。
所 管	国際交流課

事業No.8	外国人市民の自立と社会参加を促す外国人キーパーソンの育成
現 状	<ul style="list-style-type: none">●地域で積極的に活動している外国人市民は存在しているが、外国人市民への情報提供や地域活動への参加を促す役割を担うようなキーパーソンがない。●外国人キーパーソンを十分に活用できていない。
現在取り組んでいる 事 業	<ul style="list-style-type: none">■ハ王子国際協会や活動団体等による研修や講演会
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none">◎市内で活動する外国人コミュニティの現状を把握し、外国人キーパーソンとなる新たな人材の発掘・育成とその活用を図ります。
目 標	外国人キーパーソンを育成するための研修や講演会を年2回以上開催する。
所 管	国際交流課

事業No.9		外国人市民の地域社会活動への参加支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民が主体的に地域で活動できるようなきっかけが少ない。 ●外国人市民の活躍の場として、学校における国際理解教育のゲストティーチャーやハ王子国際協会での外国語講座の講師及び自国の文化紹介の機会を提供しているが、まだ一部分である。 	
現在取り組んでいる 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流フェスティバル、語学講座、世界の人とふれあいタイム ■防災訓練、夏祭り（町会・自治会主催）、市民センターまつりでの情報発信、PR、通訳・翻訳など 	
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人から、語学や文化を学べる講座や地域活動の充実を図ります。 ○外国人キーパーソンを活用したイベントの開催など、外国人市民を地域につなげていくきっかけをつくっていきます。 	
目 標	外国人による講座や地域活動の充実を図る。	
所 管	国際交流課、協働推進課	

事業No.10		外国人市民が集い、情報交換できる場の支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●ハ王子国際協会は、外国人市民や市民活動団体が目的を持って集まり、活動する場として活用されているが、外国人市民が気軽に集まり、コミュニケーションを図る場とはなっていない。 ●外国人コミュニティによる情報交換の場の現状把握ができていない。 	
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎ハ王子国際協会を外国人市民相互の出会いやコミュニケーションの場として機能させ、外国人市民の利用者を増やします。 ○外国人キーパーソンや外国人コミュニティを活用した情報交換の場と機会をつくります。 	
目 標	外国人市民が集う場づくりの支援と利用の充実を図る。	
所 管	国際交流課	

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ1 教育



事業No.11	学校入学前の就学案内等、多言語による情報提供
現 状	<ul style="list-style-type: none">●就学前に外国人児童等の保護者への通知、就学援助や日本語指導に関する制度案内、保健に関する申請書など多言語化されているものは一部である。●学校でのコミュニケーションについていけないことを負担に感じている外国人児童・生徒等の保護者もいる。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none">■定型的な通知の多言語化、就学時支援者による初期指導■北野学習支援教室
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none">○市や教育委員会から発信される情報の多言語化を図ります。○通訳ボランティアによる対応の充実を図ります。
目 標	市や教育委員会から発信される情報の多言語化の充実を図る。
所 管	学事課、国際交流課

事業No.12	外国人児童・生徒等への日本語による学習支援
現 状	<ul style="list-style-type: none">●日本語の習得が不十分な外国人児童・生徒等に対して、日本語学級の設置、教育センターの日本語の巡回指導員による各学校への訪問及び日本語指導等の支援を行っているが、十分とはいえない。
現在取り組んでいる事業	<ul style="list-style-type: none">■北野学習支援教室 学習支援教室の延べ参加者数：638人【平成24年（2012年）度】■日本語学級（第六小・打越中）、日本語巡回指導、就学時支援者による初期指導。■母語を話せる支援者による来日直後の外国人児童・生徒等へのサポート
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none">○市及び教育委員会・学校・ボランティア団体相互が連携した日本語及び教科の学習支援の充実を図ります。
目 標	学習支援教室の延べ参加者数を平成29年（2017年）度までに1,000人に増やす。
所 管	学事課、指導課（教育センター）、国際交流課

事業No.13		不就学の外国人児童・生徒等への対応
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前の外国人児童の保護者全員に対する通知を多言語で送付している。 ●すでに学齢期に達している不就学の外国人児童・生徒等に対しては、広報や外国人向け情報誌等で周知しているが、外国人児童は義務教育の対象ではないため、不就学の外国人児童がいる。 	
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■就学案内の通知の多言語化 ■北野学習支援教室 	
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎教育委員会やハ王子国際協会との連携により、不就学の外国人児童・生徒等とその保護者への情報提供や就学支援等を充実していきます。 	
目 標	不就学の外国人児童・生徒等とその保護者への情報提供等の充実を図る。	
所 管	学事課、国際交流課	

事業No.14		外国人児童・生徒等の進路指導及び就職支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●進路指導が日本語で行われているため、外国人児童・生徒等や保護者の意図が教師に伝わりにくくことがある。 ●日本の学校に転入してきた外国人児童・生徒等にとって、受験や就職に関する情報が得にくかったり、理解しにくくことがある。 	
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■高校進学ガイダンス 高校進学ガイダンスの参加者数：43人【平成24年（2012年）度】 	
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎情報の多言語化等により、外国人児童・生徒等へのわかりやすい進路指導やガイダンス及び就職支援等の充実を図ります。 	
目 標	高校進学ガイダンスの参加者数を平成29年（2017年）度までに100人に増やす。	
所 管	産業政策課、国際交流課	

事業No.15 外国人児童・生徒等の保護者に対する情報提供の充実	
現 状	●外国人児童・生徒等の保護者に必要な情報が充分に届いていないため、日本の義務教育制度がわからないことが多い。
現在取り組んでいる事 業	■高校進学ガイダンス
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎外国人児童・生徒等の保護者に対し、日本の教育制度や受験制度について多言語での情報提供を行います。 ○外国人市民によるコミュニティを活用し、教育に関する情報のネットワークを充実していきます。 ○学校、家庭、地域及び行政が連携できるネットワークづくりを行います。
目 標	教育制度や受験制度について多言語での情報提供の充実を図る。
所 管	学事課、国際交流課

＜基本目標 1＞ 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ2 医療・福祉



事業No.16	多言語で対応できる医療機関の情報提供等、医療・福祉関連情報の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none">●市の窓口やモバイル版ホームページ等で、外国人市民が生活するうえで必要な資料等を多言語で情報提供しているが、記載内容が十分に伝わっていない場合がある。●日本の医療システムや介護保険制度、医療機関に関する基本的な情報等が知られていない。●外国人市民が病気になったとき、日本語で医師に症状を伝えるのが難しいため、適切な診察を受けることができない場合がある。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none">■「外国人のための暮らしの便利帳」や「国民健康保険のご案内」の配布■休日対応医療機関について、モバイル版ホームページ（英・中）及びメール配信サービス（英・中）での情報提供■多言語版母子健康手帳の配布■東京都医療機関案内サービス“ひまわり”の案内
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none">◎日本の健康保険制度等の医療システムや外国語対応可能な医療機関のリストなど、多言語での医療情報の提供の充実を図ります。○症状の説明を補助する多言語医療問診票の医療機関への周知及び活用を図ります。
目 標	医療システムや医療機関リスト等、多言語での医療情報の提供の充実を図る。
所 管	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、地域医療推進課、保健センター、子育て支援課

事業No.17		医療通訳者派遣システムの構築
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●日本語能力が十分でない外国人市民にとって、診察や検診時での医師等とのコミュニケーションが困難な場合がある。 	
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■医療ボランティア委員会 医療通訳ボランティアの登録者数：22人【平成25年（2013年）3月現在】 ■多言語医療問診票のホームページ掲載、「生活ガイドブック」での周知 	
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ○行政、医療、NGO・NPOなどが連携し、医療通訳ができる人材の確保及び派遣システムの構築を図ります。 ○外国人市民が診察や検診を受ける際の連絡調整及び相談役等のコーディネーターの設置を検討します。 ○医療通訳ボランティアへのフォローアップ等、研修制度の充実を図ります。 	
目 標	医療通訳ボランティアの登録者数を平成29年（2017年）度までに40人に増やす。	
所 管	地域医療推進課、国際交流課	

事業No.18		外国人市民にもわかりやすい健康相談等の実施
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民に健康相談等に関する情報が十分に伝わっていない。 ●言葉の壁などによって十分な健康相談等を受けることができない場合がある。 	
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■乳幼児の健康診査に関するアンケートや母子手帳の多言語化 	
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ○健康や疾病に関する多言語による知識を周知していきます。 ○母子保健や育児に関する多言語による相談の充実を図ります。 	
目 標	健康や疾病に関する知識の多言語による周知と健康相談等の充実を図る。	
所 管	保健センター	

事業No.19	外国人市民にもわかりやすい子育てや福祉に関する各種相談窓口の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人市民に子育てや福祉に関する情報が十分に伝わっていない。 ●言葉の壁などによって十分な行政サービスを受けることができない場合がある。
現在取り組んでいる 事 業	■外国人生活相談（在住外国人サポートデスク）
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎多言語による子育てや福祉に関する情報提供の充実を図ります。 ○窓口等で外国人市民に対応できる体制づくりを行います。
目 標	多言語による子育てや福祉に関する情報提供、窓口対応の充実を図る。
所 管	高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課、子育て支援課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ3 住居



事業No.20	多言語による住宅関連情報の充実
現 状	●日本での住居に関する基礎知識や慣習（敷金・礼金等）にじみがないため理解が十分でない外国人がいる。
現在取り組んでいる事 業	■市民課窓口等での「外国人のための暮らしの便利帳」、「資源物とごみの出し方」や「生活ガイドブック」などの多言語情報の配布
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎生活上のルールなど多言語によるリーフレットの配布を行います。 ○住居に関する基礎知識や慣習についての情報の多言語化を図ります。
目 標	生活上のルールや住居に関する基礎知識等の情報の多言語化の充実を図る。
所 管	市民課、住宅対策課

事業No.21	外国人への入居差別の解消、居住支援の充実
現 状	●外国人の住まい探しに協力的な不動産業者や貸主も少しずつ増えているが、外国人という理由だけで入居を断わられるケースがある。 ●日本に住み始める外国人にとって、住居を借りる際の保証人を探すことが困難であり、保証会社に依頼するケースもある。
現在取り組んでいる事 業	■外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度 ■不動産業者や保証会社への外国人の現状に関する情報提供及び差別防止の啓発
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎外国人の住まい探しから入居までを支援するしくみづくりを行います。
目 標	外国人の住まい探しから入居までを支援するしくみづくりを構築する。
所 管	住宅対策課、国際交流課

事業No.22 外国人市民の町会・自治会等への加入促進	
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ意識が希薄になる中、外国人市民が地域住民から生活情報を得にくいことがある。 ●日本人市民の異文化への理解が十分でなく、外国人とのコミュニケーションがうまく図られないため、小さなことが積み重なりトラブルにつながる場合もある。
現在取り組んでいる 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の祭りや防災訓練への参加 ■町会・自治会への加入案内の多言語化
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人市民の町会・自治会への加入者数が増えるよう働きかけます。 ○外国人市民と地域住民との親睦が深まる機会を創出し支援します。 ○外国人市民同士のネットワークや自助組織の育成を支援します。
目 標	外国人市民の町会・自治会への加入者数を増やす。
所 管	協働推進課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ4 就労



事業No.23	外国人市民の就業環境の改善等に関する雇用関係者への意識啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none">●外国人市民は就労後、人間関係や言語の壁による問題を抱えて仕事を辞めてしまう事例もあり、心のケアが求められる。●社会保険、国民健康保険のいずれにも未加入のため、医療機関を受診した時に支払いに困るケースが見受けられる。
現在取り組んでいる 事 業	■外国人の戦略的雇用及び就業環境の改善に関する雇用関係者への意識啓発のための勉強会
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎就業環境の改善や外国人雇用の際の注意事項の周知など、市内企業への啓発を行います。
目 標	就業環境の改善、外国人雇用の際の注意事項、市内企業への啓発などの充実を図る。
所 管	産業政策課、国際交流課

事業No.24	関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供や労働相談窓口の充実
現 状	<ul style="list-style-type: none">●外国人市民の中には、情報不足から就労できなかったり、ことばの壁等から定着せずに離職してしまうことがある。●就職しても日本人と対等に働けないなどの精神的な負担を抱えているケースが多い。
現在取り組んでいる 事 業	■留学生のための就職支援セミナー ■留学生のための企業めぐり ■「ハ王子しごと情報館」における相談
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	◎就業に関する多言語情報を充実するとともに外国人市民向けに、社会保険又は国民健康保険への加入の働きかけや、不法滞在者雇用防止を促す多言語のリーフレットの配布等、就業のルールを周知します。 ○地域のハローワークや、大学コンソーシアム、ハ王子国際協会と連携した労働相談窓口の充実など、外国人市民の就業を支援していきます。 ○外国人留学生に対する就職ガイダンスの充実を図ります。
目 標	不法滞在者雇用防止や就業に関する多言語情報の充実を図る。
所 管	産業政策課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ5 防災



事業No.25	災害時に提供する情報の多言語化
現 状	●外国人市民は、災害時にどこから情報を得たら良いかわからない。 ●多言語化された防災情報の外国人市民への周知が不十分である。
現在取り組んでいる 事 業	■防災・災害対策プロジェクトの設置 ■多言語版の防災マップ、地震発生時の注意事項の周知
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎八王子国際協会や語学ボランティアとの連携による防災・災害情報の多言語化ややさしい日本語、ピクトグラム（絵文字）の活用の充実を図ります。
目 標	防災・災害情報の多言語化と情報提供の充実を図る。
所 管	防災課、国際交流課

事業No.26	外国人市民への防災・災害対応に関する意識の啓発
現 状	●地震がほとんどない国から来日した外国人市民は、災害に関する知識が不足していることが多い。 ●外国人市民にとって防災訓練は貴重な経験となるが、地域コミュニティとのつながりが希薄であるため、訓練に参加する機会が得にくい。
現在取り組んでいる 事 業	■多言語版の防災マップ、地震発生時の注意事項の周知 外国人市民の防災訓練の参加者数：43人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎外国人市民と地域コミュニティが連携した防災訓練の機会の提供や外国人が防災・災害に関する知識を学ぶ機会の充実を図ります。
目 標	外国人市民の防災訓練の参加者数を平成29年（2017年）度までに100人に増やす。
所 管	地域医療推進課、国際交流課

事業No.27	災害時における外国人支援体制の整備
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時における外国人支援のシステムが構築されていない。 ●地域との関係が希薄な外国人が多いため、災害時の日本人市民との「共助」が難しい。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・災害対策プロジェクトの設置 ■災害時外国人支援マニュアルの策定 ■要援護者避難支援マニュアルの周知 ■外国人のための防災訓練 ■町会・自治会による防災訓練
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ○町会・自治会への加入啓発や地域と外国人市民とのネットワーク形成を支援します。 ○避難所区域毎に外国人市民、通訳ボランティアの所在を把握し、災害時における対応について情報の共有化を図ります。 ○災害時外国人支援マニュアルの策定及び周知徹底を図ります。 ○支援者は外国人の生活上の習慣などを理解し、災害時において外国人市民に配慮した支援を行います。 ○母子保健や育児に関する多言語による相談を実施します。
目 標	町会・自治会への加入を促進し、防災・災害時の情報共有の充実を図る。
所 管	防災課、市民課、健康福祉総務課、協働推進課、国際交流課

事業No.28	災害時の通訳ボランティアの育成・支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●市やハ王子国際協会等により災害時通訳ボランティアに対する研修が実施されているが、十分とはいえない。 ●災害時には通訳ボランティア自身が被災者となることもあるため、関係機関や通訳ボランティア相互の連携ネットワークの構築が必要である。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■防災・災害対策プロジェクトの設置 ■災害時外国人支援マニュアルの策定 ■災害時通訳ボランティア 災害時通訳ボランティアの登録者数：97人【平成25年（2013年）3月現在】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の通訳ボランティアの登録者数を増加させるとともに、災害時外国人支援マニュアルを整備します。 ○関係機関や通訳ボランティア相互の連携ネットワークの構築を図ります。
目 標	災害時通訳ボランティアの登録者数を平成29年（2017年）度までに150人に増やす。
所 管	防災課、国際交流課

<基本目標 1> 外国人市民も安心して暮らせるまちの実現

└ 施策の柱Ⅱ 生活支援の充実

└ 施策のテーマ6 外国人留学生

事業No.29	大学コンソーシアムとの連携事業の促進
現 状	<ul style="list-style-type: none">●大学・企業・市民との連携・協働により平成21年(2009年)4月に大学コンソーシアムを設立し、事業を展開している。●大学コンソーシアムとハ王子国際協会との連携事業が十分に実施されていない。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none">■ハ王子地域23大学等留学生日本語弁論大会■留学生ワーキンググループ勉強会、留学生座談会■ハ王子まつり山車曳き体験 外国人留学生事業への参加者数：125人【平成24年(2012年)度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎大学コンソーシアム「留学生対策ワーキンググループ」とハ王子国際協会との連携により事業の充実を図ります。
目 標	外国人留学生事業への参加者数を平成29年(2017年)度までに250人に増やす。
所 管	学園都市文化課、国際交流課

事業No.30	企業との連携による外国人留学生への就職支援
現 状	<ul style="list-style-type: none">●ハローワークや企業等と連携して就職支援セミナー等を実施しているが、外国人留学生の参加が少ない。●外国人留学生の市内企業への就職のニーズが把握できていない。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none">■留学生のための就職支援セミナー 留学生のための就職支援セミナーの参加者数：22人【平成24年(2012年)度】
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	◎企業と外国人留学生双方のニーズを把握し、外国人留学生への企業に関する情報提供の充実を図ります。 ○大学やハ王子国際協会等との連携による外国人留学生のインターンシップ制度の実施を検討します。
目 標	外国人留学生のための就職支援セミナーの参加者数を平成29年(2017年)度までに50人に増やす。
所 管	産業政策課、国際交流課

事業No.31	外国人留学生への生活支援
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●ハ王子国際協会や大学コンソーシアムハ王子において外国人留学生向けの情報紙を配布しているが、より多くの外国人留学生に見てもらうための工夫が必要である。 ●外国人留学生奨学金受給者には、地域の交流事業に参加することを呼び掛けているが、十分であるとは言えない。 ●外国人留学生を対象とした事業が少ない。 ●外国人留学生が相互に横のつながりを持つ機会が少ない。
現在取り組んでいる 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■外国人留学生奨学金制度 ■外国人留学生住居賃貸代行保証料補助金制度 ■ハ王子地域 23 大学等留学生日本語弁論大会 ■「ハ王子で暮らす留学生のための生活ハンドブック」の配布 ■SNS（社会交流サイト）による情報提供。
今後5年間の取組み [◎は重点的な取組み]	<ul style="list-style-type: none"> ◎外国人留学生が生活していくうえで必要な情報提供の充実を図ります。 ○奨学金受給者による地域の交流事業への参加促進の充実を図ります。 ○外国人留学生に災害時の通訳ボランティア等として社会参画と共に助の機会を提供します。 ○外国人留学生同士の情報交換の場を提供します。
目 標	外国人留学生が必要な生活、地域、災害対応等の情報提供の充実を図る。
所 管	学園都市文化課、国際交流課

<基本目標 2> 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進 └ 施策のテーマ1 多文化共生意識の啓発

事業No.32

多文化共生を推進する人材の育成

現 状

- 多文化共生のまちづくりには、外国人市民が積極的に地域社会に参加することが必要であるが、多文化共生を推進していく人材が少ない。

現在取り組んでいる
事 業

- 日本語学習ボランティア養成講座
日本語学習ボランティア養成講座の受講者数：44人【平成24年（2012年）度】

今後5年間の取組み
〔◎は重点的な取組み〕

- ◎各機関で実施している「日本語学習ボランティア養成講座」等を活用し、多文化共生を推進するコーディネーターの役割を担う人材を増やします。

目 標

日本語学習ボランティア養成講座の受講者を平成29年（2017年）度までに100人に増やす。

所 管

国際交流課

事業No.33

地域のイベント等における多文化共生意識の啓発

現 状

- 八王子国際協会では国際交流事業を通じて外国人市民自らが企画・運営に参加し、事業を実施しているが、参加者が少なく周知が十分でない。
- 外国人市民に町会・自治会が主催する防災訓練やお祭り等への参加を促しているが、参加者が少ない。
- 外国人市民がお祭り等の運営に携わっている町会・自治会が少ない。

現在取り組んでいる
事 業

- 国際交流フェスティバル、留学生八王子ふるさとプロクラム、語学講座、世界の人とふれあいタイム
- 外国人留学生の高齢者施設訪問
- 地域での防災訓練やお祭りへの参加
地域行事への外国人市民の参加者数：24人【平成24年（2012年）度】

今後5年間の取組み
〔◎は重点的な取組み〕

- ◎町会・自治会等と連携し、地域の交流事業に参加するとともに、運営に参加する外国人市民を増やします。
- 八王子国際協会と連携し、イベントの開催やパンフレットの配布などにより、多文化共生意識を啓発する機会を増やします。

目 標

地域行事への外国人市民の参加者数を平成29年（2017年）度までに100人に増やす。

所 管

国際交流課

<基本目標 2> 国際感覚豊かな市民を育むまちの実現

└ 施策の柱Ⅲ 多文化共生意識の啓発、国際理解・国際交流の推進 └ 施策のテーマ2 国際理解・国際協力

事業No.34	学校における国際理解教育の推進
現 状	●外国人児童・生徒等が増える中、小中学校では国際理解教育を取り入れているが、支援するボランティアの体制が十分でない。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■国際理解教育（八王子国際協会、JICAとの連携事業） 国際理解教育の実施件数：4件【平成24年（2012年）度】 ■外国人外国語等学習指導助手配置事業
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎学校現場が求めている国際理解教育の現状を把握し、学校における国際理解教育の実施数を増やします。 ○八王子国際協会、JICA、教育委員会と連携し、国際理解教育の取組内容について再検討のうえ実施します。
目 標	国際理解教育の実施件数を平成29年（2017年）度までに10件に増やす。
所 管	指導課、国際交流課

事業No.35	日本人市民が国際理解を深める機会の提供
現 状	●多文化共生社会の実現には、日本人市民の多文化共生意識を啓発していく必要があるが、認識は高いとは言えない。
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■留学生八王子ふるさとプログラム、世界の人とのふれあいタイム ■国際交流フェスティバル ■海外友好交流都市写真展、読書感想画展 展示会関連イベントへの参加者数：2,642人【平成24年（2012年）度】
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本人市民が国際理解を深めるイベントや行事の機会を増やします。 ○JICA青年海外協力隊や国際協会会員を講師とした国際理解講座を実施します。 ○市民交流の中でホームステイなどにより日本人市民が外国人と身近に交流する機会が増えるようコーディネートします。 ○国際理解を深めるための情報や事業等の積極的な周知を図ります。
目 標	展示会関連イベントへの参加者数を平成29年（2017年）度までに4,000人に増やす。
所 管	国際交流課、生涯学習総務課

事業No.36		国際協力団体等との連携による国際協力活動の啓発
現 状	<ul style="list-style-type: none"> ●国際協力活動は国の事業ではあるが、市としても市民が国際理解を深めるうえで、開発途上国の現状を知ることができる機会が必要である。 ●市民が国際協力活動や開発途上国の現状に触れる機会が少ない。 	
現在取り組んでいる事 業	<ul style="list-style-type: none"> ■国際交流フェスティバル、国際協力講座 国際協力イベント等への参加者数：1,100人【平成24年（2012年）度】 ■フェアトレードカフェ運営 	
今後5年間の取組み 〔◎は重点的な取組み〕	<ul style="list-style-type: none"> ◎JICA等との連携による国際協力活動の周知の機会を増やします。 ○八王子国際協会、JICA、教育委員会と連携し、国際理解教育の内容について再検討し実施します。 ○JICA（青年海外協力隊経験者など）との連携により国際協力に関する講座等を通じて市民に国際協力活動の周知を図ります。 	
目 標	国際協力イベント等への参加者数を平成29年（2017年）度までに2,000人に増やす。	
所 管	国際交流課	

*4 JICA：平成15年（2003年）10月に設立された外務省所管の独立行政法人。政府開発援助（ODA）の実施機関の一つであり、開発途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的としている。